

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度

障害者を多数雇用する
事業所



人数要件

次の①～③の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ①従業員に占める障害者の割合が50%以上（※1）
- ②雇用している障害者数が20人以上（※1）であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上（※1）
- ③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上（※2）であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者（※3）の割合が55%以上（※2）

（公共職業安定所長が発行する証明が必要）

割増償却

普通償却費

+

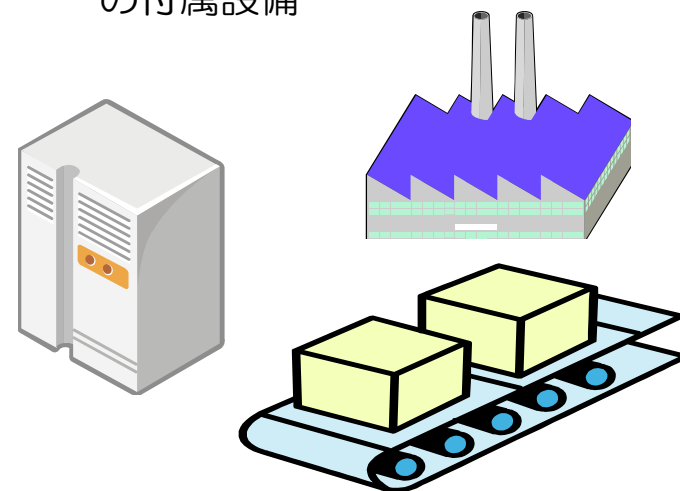
普通償却限度額の24%
（工場用建物及び施設は32%）

- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント（ダブルカウント）、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

減価償却資産

次の①②に掲げるもので、減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等

- ①障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置
- ②障害者が労働に従事する事業所にある工場用の建物及びその付属設備



【適用期間】平成32年3月31日まで